

「教育職員による児童生徒性暴力防止法」

◆わいせつ行為などで懲戒免職になった教員が免許の再取得を申請した場合、

都道府県教育委員会に交付を拒否する裁量を認めたことが柱。

- ・現行制度では、教員が免職となっても3年たてば教員免許を再取得可能
- ・処分歴を隠してほかの自治体で教職に復帰し、わいせつ行為を繰り返す悪質なケースが
- ・同法では、教委が第三者による審査会で意見を聴いて再交付の可否判断

◆児童生徒へのわいせつ行為については、同意の有無にかかわらず、

刑事罰の対象とならない行為を含めて「児童生徒性暴力」と定義し禁止。

◆わいせつ行為で免許を失効した人の情報を共有する、

データベースを国が整備することも規定。

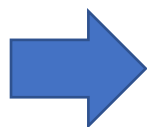


教員の働き方改革のための職員室の改善について

◆「港区教職員の働き方改革実施計画」

(平成 30 年度～令和 2 年度)

- ・民間事業者のノウハウを活用して、
業務改善に向けた職員室のレイアウト変更



(3) 目標達成に向けた意識改革

教職員の働き方改革を推進するうえで、まずは、管理職の意識改革が重要であることから、平成 30(2018)年 7 月 25 日、研修会を実施しました。

今後は、校園長会や各種研修会を活用した意識啓発を図り、各幼稚園・学校単位での意見交換の場を設定し、「働き方改革」の視点で主体的に改善を進める必要があります。

また、有効な取組事例については、全幼稚園、学校で情報共有を行い、職場改善につなげます。

教職員の職場環境の現状や課題、取組内容を保護者・地域に理解をいただくため、平成 29(2017)年 7 月 20 日及び平成 30(2018)年 4 月 11 日に、保護者・地域宛に通知を送りました。

今後も保護者・地域宛に継続的な協力依頼を行っていく必要があります。

1-(3)-① 管理職及び教職員の意識改革

<具体的な取組内容>

自己申告制度(※2)を活用し、個人として働き方を意識づける仕組みを導入します。

幼稚園、学校の全教職員を対象に、職層研修や校園長会などをとおして、業務の効率化に向けた意識改革を促進する研修等を行います。

また、モデル校(園)を選定し、民間事業者のノウハウを活用して、業務改善に向けた取組や職員室のレイアウト変更などについて、指導、助言を受けます。東京都の補助金を申請予定です。

取組	平成 29(2017) 年度末の状況	事業計画		
		平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
民間事業者による指導・助言	検討	モデル校(園) の選定	モデル校(園)の 実施(1年目)	モデル校(園)の 実施(2年目)

◆令和4年度から小学校高学年で教科担任制導入

- ・4教科(英語、理科、算数、体育)を優先的に専科指導に
- ・持ちコマ数の軽減と授業の質向上を同時に図る狙い
- ・専科教員のための職員室におけるスペースの確保が課題

